道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。 一～四　（略） 五　次に掲げる要件に該当する軽自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、第一号及び第二号に掲げる規定（これらの規定中保安基準第八条第三項、第二十条第四項から第六項まで、第二十二条第三項及び第四項、第二十二条の三、第二十二条の四、第二十五条第四項、第二十九条第二項、第三十七条第一項、第四十条第一項並びに第四十五条第二項並びに細目告示第九十三条第二項及び第三項、第百十七条第一項、第百二十三条第一項第三号、第百二十八条第一項第三号、第百三十二条第三項第三号、第百三十四条第一項第四号、第百三十五条第一項第二号、第百三十七条第一項第三号、第三項及び第四項第三号、第百七十一条第二項第八号、第十号及び第十一号並びに第三項第一号（同条第二項第三号から第五号まで及び第八号の基準に係る部分に限る。）、第三号及び第六号、第二百一条第一項第三号、第二百六条第一項第三号、第二百十条第三項第三号、第二百十二条第一項第四号、第二百十三条第一項第二号並びに第二百十五条第一項第三号、第三項及び第四項第三号に係る部分に限る。）のほか、保安基準第二十二条第一項（着席するに必要な空間に関する部分に限る。）及び第二項（座席寸法に関する部分に限る。）、第二十二条の五第一項、第二十五条第三項、第三十九条第一項、第三十九条の二第一項並びに第四十三条の七並びに細目告示第八十九条第三項、第九十条第二項、第九十一条第二項、第九十二条第三項、第九十九条第三項第一号ル及び第二号ヌ並びに第四項各号列記以外の部分、第百条第十三項第一号イ及び第十六項第一号イ、第百二十条第三項第一号及び第七項第一号、第百三十七条第一項第一号の第一表のロ、第百四十八条第三項第二号、第百六十七条第三項、第百六十八条第二項、第百九十八条第三項第一号及び第七項第一号、第二百十五条第一項第一号の第一表のロ並びに第二百二十六条第三項第二号の規定 イ～ニ　（略） 六～十一　（略）	**第一条**　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。 一～四　（略） 五　次に掲げる要件に該当する軽自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、第一号及び第二号に掲げる規定（これらの規定中保安基準第八条第三項、第二十条第四項から第六項まで、第二十二条第三項及び第四項、第二十二条の三、第二十二条の四、第二十五条第四項、第二十九条第二項、第三十七条第一項、第四十条第一項並びに細目告示第九十三条第二項第九号及び第十二号並びに第三項各号列記以外の部分及び第二号（同条第二項第四号から第六号まで及び第九号の基準に係る部分に限る。）、第四号及び第七号、第百十七条第一項、第百二十三条第一項第三号、第百二十八条第一項第三号、第百三十二条第三項第三号、第百三十四条第一項第四号、第百三十五条第一項第二号、第百三十七条第一項第三号、第三項及び第四項第三号、第百七十一条第二項第九号及び第十二号並びに第三項第二号、第四号及び第七号、第二百一条第一項第三号、第二百六条第一項第三号、第二百十条第三項第三号、第二百十二条第一項第四号、第二百十三条第一項第二号並びに第二百十五条第一項第三号、第三項及び第四項第三号に係る部分に限る。）のほか、保安基準第二十二条第一項（着席するに必要な空間に関する部分に限る。）及び第二項（座席寸法に関する部分に限る。）、第二十二条の五第一項、第二十五条第三項、第三十九条第一項、第三十九条の二第一項並びに第四十三条の七並びに細目告示第八十九条第三項、第九十二条第三項、第九十三条第二項各号列記以外の部分、第九十九条第三項第一号ル及び第二号ヌ並びに第四項各号列記以外の部分、第百条第十三項第一号イ、第百二十条第三項第一号及び第七項第一号、第百三十七条第一項第一号の第一表のロ、第百六十七条第三項、第百九十八条第三項第一号及び第七項第一号並びに第二百十五条第一項第一号の第一表のロの規定 イ～ニ　（略） 六～十一　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第百二十七号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十条第三項、貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第八条第三項及び貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第三十三条第五項の規定に基づき、標準引越運送約款等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年一月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

標準引越運送約款等の一部を改正する告示

（標準引越運送約款の一部改正）

第一条　標準引越運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。